平成２８年（フ）第４３３号
大阪府高石市高砂１丁目８番地
破産者　株式会社東洋管工製作所
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６０号
兵庫県尼崎市名神町２丁目10番28号
破産者　株式会社エアテックタカ
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１５号
徳島県吉野川市鴨島町西麻植字江川76番地１　ハイツ多田１Ｆ東
破産者　藤岡みどり
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６８号
群馬県前橋市南町２丁目43番地２　ＳＫ21ビル５Ｆ
破産者　株式会社フロンティア
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第５６３号
東京都新宿区新宿３丁目７番７号十字屋ビル２階
破産者　株式会社五郎
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５６４号
東京都三鷹市大沢４丁目17番18号レリーフ88―206
破産者　遠藤　　清
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６４０号
東京都東村山市富士見町３丁目18番地32　ビューパーク103
破産者　髙橋　慶志
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４２０号
横浜市旭区鶴ケ峰本町１丁目31番７号アーデン鶴ヶ峰103
破産者　有限会社三昂社
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６３号
岐阜県瑞穂市別府860番地１
破産者　株式会社ワークハーツ
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２９０号
神戸市西区岩岡町古郷2245番38
破産者　有限会社西村工務店
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第２９号
神戸市西区伊川谷町布施畑字下谷山991―６
破産者　株式会社アール技建
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第３５６号
千葉市若葉区愛生町63番地６
破産者　株式会社馬場運送
1　決定年月日　平成29年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３５７号
千葉市若葉区みつわ台３丁目１番５棟103号
破産者　馬場　法子
1　決定年月日　平成29年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４５１号
千葉市若葉区大宮町3651番地11
破産者　株式会社建栄
1　決定年月日　平成29年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６５６号
千葉県市川市湊新田４番10号
破産者　小川　　聡
1　決定年月日　平成29年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６８８号
千葉県市川市北方町４丁目2018番地３
破産者　有限会社上宮工業
1　決定年月日　平成29年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６８９号
千葉県市川市北方町４丁目2018番地３
破産者　上宮　　勇
1　決定年月日　平成29年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１４９号
さいたま市見沼区堀崎町556番地ライオンズガーデン大宮大和田405号
破産者　株式会社辰建匠
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７２１号
千葉県船橋市高野台１丁目16番12号
破産者　石毛　辰夫
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１６５号
静岡県沼津市春日町42番地
破産者　有限会社伊豆大徳
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２６９号
大阪府泉佐野市日根野2318番地の１
破産者　有限会社かじの
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１０４８号
札幌市中央区南１条西12丁目322番地新永ビル４階
破産者　株式会社ミラクルホーム
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部